

規制に係る事前評価書

法令の名称	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律
政策の名称	海域における利用調整地区制度の創設
担当部局・評価者	環境省自然環境局国立公園課長 神田修二 電話番号:03-5521-8277
評価実施時期	平成21年2月17日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	海域公園地区の風致又は景観の維持とその適正な利用を図る。
内容	公園利用の立入人数等を調整できる利用調整地区を、海域公園地区内においても指定することができることとする。
関連条項	第23条
必要性	海域におけるレクリエーションの多様化、利用者の集中等により優れた海域の風景地の保護に係る支障が生じていることから、海域公園地区の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、海域公園地区内についても利用調整地区を指定することができることとする必要がある。
費用	
遵守費用	利用調整地区に立ち入る場合の認定の申請に係る費用の負担が想定される。
行政費用	認定事務の増加が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。
その他の費用	なし。
便益	海域公園地区内の利用調整地区について、風致又は景観の維持とその適正な利用を図ることができる。

想定される代替案		
代替案	行政指導及び普及啓発等により、利用調整地区に立ち入らないよう促す。	
	費用	
	遵守費用	なし。
	行政費用	なし。
	その他の費用	なし。
	便益	行政指導及び普及啓発等では、利用調整地区への立入制限を担保することができないため、効果は限られる。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

代替案として、行政指導及び普及啓発等により、利用調整地区に立ち入らないよう促すことが考えられるが、この場合、利用調整地区への立入制限を担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い認定申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会答申において「海域においても、適正な利用の推進に関する理解の促進とともに、陸域同様に利用の集中等が景観に及ぼす影響を回避し、将来にわたって良好な自然環境を享受するとともに、併せてより深い自然とのふれあいの体験を利用者に提供するための、利用調整に関する措置を講じる必要がある」とされている。

レビューを行う時期又は条件

平成26年3月末までに行う。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 】

規制の内容	海域における利用調整地区制度の創設	
担当部局	環境省自然環境局国立公園課	電話番号：03-5521-8278
評価実施時期	平成21年2月17日	
規制の目的、内容及び必要性等	海域公園地区の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、公園利用の立入人数等を調整できる利用調整地区を、海域公園地区内においても指定できることとする。	
	関連条項	第23条
想定される代替案	代替案 行政指導及び普及啓発等により、利用調整地区に立ち入らないよう促す。	
	代替案	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	利用調整地区に立ち入る場合の認定申請に係る費用。	なし。
(行政費用)	利用調整地区に立ち入る場合の認定事務に係る費用が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。	なし。
(その他の社会的費用)	なし。	なし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	海域公園地区内の利用調整地区について、風致又は景観の維持とその適正な利用を図ることができる。	立入制限を担保できず、効果は限定的。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	代替案として、行政指導及び普及啓発等により、利用調整地区に立ち入らないよう促すことが考えられるが、この場合、利用調整地区への立入制限を担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い認定申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。	
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会答申において「海域においても、適正な利用の推進に関する理解の促進とともに、陸域同様に利用の集中等が景観に及ぼす影響を回避し、将来にわたって良好な自然環境を享受するとともに、併せてより深い自然とのふれあいの体験を利用者に提供するための、利用調整に関する措置を講じる必要がある」とされている。	
レビューを行う時期又は条件	平成26年3月末までに行う。	
備 考		